

# 一般社団法人 ビッグデータマーケティング教育推進協会 会員規約

Data driven Regional Education Association for Marketing

## 第1条（目的）

本規約は、一般社団法人ビッグデータマーケティング教育推進協会（以下【Dream】という）の会員の権利、義務、会員資格の取得・喪失について定めるものとする。

## 第2条（会員）

【Dream】の会員とは、【Dream】の目的に賛同する法人または団体及び個人であって、本規約を承認し入会を申し込み、定款第5章に規定する理事会の承認を得た者とする。

## 第3条（会員種別）

会員は以下の種別に分けるものとする。

### 1) 賛助会員

【Dream】の目的に賛同し、入会した個人、学校法人以外の法人

### 2) アカデミック会員

【Dream】の目的に賛同し、入会した学校法人

### 3) 団体会員

【Dream】の目的に賛同し、入会した財団法人、社団法人等の団体

### 4) 個人会員

【Dream】の目的に賛同し、入会した個人

## 第4条（入会申込）

入会方法は以下のとおりとする。

1) 入会しようとする者は、別に定める入会申込書を【Dream】に提出しなければならない。

2) 【Dream】の理事会は、第5条に定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

3) 第6条に定める会費納入が確認された後に、入会申込日に遡って入会したものとして取り扱う。

## 第5条（会員資格基準）

【Dream】の会員になろうとする者から第4条の申し込みがあったとき、理事会は、以下の何れかの項目に該当する場合、入会を承認しないことがある。

1) 本機構の趣旨に賛同していない

2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分をうけたことがある

- 3) 第4条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- 4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき
- 5) その他機構が不適切と判断したとき

#### 第6条（年会費）

会員は次に定める年会費を、【Dream】が指定する銀行口座に現金にて納入しなければならない。ただし、納入方法について、賛助会員は年一括払いと月払いを選択することができる。

会員種別	賛助会員 A	賛助会員 B	賛助会員 C	アカデミック 会員	団体会員	個人会員
年会費	600,000 円	360,000 円	120,000 円	0 円	—	50,000 円

#### 第7条（会員資格有効期間）

会員資格の有効期間は、初回会費の納入日より、納入日以降に初めて迎える3月末日までを対象期間とする。

2年一括払いを選択した会員が、会員資格有効期間を1年間延長する場合は、当年度の4月末日までに年会費を支払うこととし、以後も同様とする。

#### 第8条（退会）

会員は別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、退会を希望する月の一ヶ月前までに申し出ることとする。

#### 第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第9条に定める社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- 1) 【Dream】定款、および本規約に違反し、度重なる催促を受けても改善しないとき
- 2) 【Dream】の名誉を毀損しまたは【Dream】の目的に反する行為をしたとき
- 3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

#### 第10条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 総社員が同意したとき
- 2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

#### 第 11 条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

- 1) 会員が第 8 条および第 9 条、第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、【Dream】に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。
- 2) 【Dream】は会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

#### 第 12 条（届出事項の変更）

会員は【Dream】に届け出た氏名、法人名、代表者名、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更届け出書により届け出ることとする。

#### 第 13 条（規約の追加・変更）

- 1) 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定める。
- 2) 【Dream】は、理事会の決議により本規約の全部または一部を変更することができる。理事会により変更された規約は、【Dream】の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該変更された本規約に拘束される。

#### ●附則

本規約はこの改正は、2018 年 9 月 11 日から施行される。

本規約は、2018 年 4 月 16 日から施行される。